

第6章 調査票

1. 消費生活に関する県民意識調査

消費生活に関する県民意識調査

ご協力をお願い

県民の皆様におかれましては、日頃から、鳥取県政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、県では、県民の皆様の消費生活に関する意識や実態を把握し、今後の消費者行政全般、中でも県における消費者教育の方向性を示す「鳥取県消費者教育推進計画」(平成27年度に策定予定)に反映させるため、「消費生活に関する県民意識調査」を実施することといたしました。

調査をお願いする方については、県内にお住まいの20歳以上の方から3,000人を無作為に選ばせていただきました。

調査は無記名で、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることはありません。お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）

ご記入にあたってのお願い

調査は無記名です。日頃お感じになっていることを率直にお聞かせください。

- 回答は全て宛名のご本人がご記入ください。（ご本人による記入が困難な場合は、ご家族等が、ご本人のお考えを代わりに記入してください。）
- ご回答は、選択肢に○をつけてください。（一部選択肢の番号をご記入いただく設問があります。）
- 設問によって【○は1つ】【○はいくつでも】など、○をつける数が異なりますので、【 】の注意書きに従ってください。
- 「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文及び矢印に従ってお進みください。特に説明等のない場合は、次の設問にお進みください。

ご記入された調査票は、平成26年11月18日（火）までに、返信用封筒（切手不要）に入れて、ポストに投函してください。

この調査票についてご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター

〒683-0043 米子市末広町 294 番地

TEL : 0859-34-2760 FAX : 0859-34-2670

あなたご自身のことについて(平成26年11月1日現在でお答えください)

問1 あなたの性別はどちらですか。【〇は1つ】

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2 あなたの年齢は次のうちどれにあたりますか。【〇は1つ】

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 20～29歳 | 5. 60～64歳 |
| 2. 30～39歳 | 6. 65～69歳 |
| 3. 40～49歳 | 7. 70～74歳 |
| 4. 50～59歳 | 8. 75歳以上 |

問3 あなたの世帯構成は次のうちどれにあたりますか。【〇は1つ】

- | | |
|------------|--------------|
| 1. ひとり暮らし | 4. 親・子・孫の三世代 |
| 2. 夫婦のみ | 5. その他 () |
| 3. 親・子の二世代 | |

問4 あなたの職業は次のうちどれにあたりますか。【〇は1つ】

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 自営業 (農林漁業、商工サービス業などで、家族従事者を含む) |
| 2. 会社・団体などの正社員 (正職員) |
| 3. 会社・団体などの役員 |
| 4. パートタイマー、アルバイト、契約社員など |
| 5. 専業主婦 (主夫) |
| 6. 学生 |
| 7. 無職 |
| 8. その他 () |

問5 あなたのお住まいの市町村はどちらですか。【〇は1つ】

- | | | | |
|--------|----------|----------|---------|
| 1. 鳥取市 | 6. 若桜町 | 11. 琴浦町 | 16. 伯耆町 |
| 2. 米子市 | 7. 智頭町 | 12. 北栄町 | 17. 日南町 |
| 3. 倉吉市 | 8. 八頭町 | 13. 日吉津村 | 18. 日野町 |
| 4. 境港市 | 9. 三朝町 | 14. 大山町 | 19. 江府町 |
| 5. 岩美町 | 10. 湯梨浜町 | 15. 南部町 | |

商品等の購入時の意識について

問6. あなたは、商品やサービスを選ぶとき、次の項目をどのくらい意識しますか。

【○はそれぞれに1つずつ】

	意識する	どちらかといえば	あまり意識しない	意識しない	いどちらとも
①価格	1	2	3	4	5
②機能や品質	1	2	3	4	5
③安全性	1	2	3	4	5
④広告・表示	1	2	3	4	5
⑤ブランドイメージ	1	2	3	4	5
⑥商品やサービスが環境へ及ぼす影響	1	2	3	4	5
⑦購入(利用)時の説明や対応などの接客態度	1	2	3	4	5
⑧苦情や要望への対応(アフターサービスも含む)	1	2	3	4	5
⑨事業者の経営方針や理念・社会貢献活動	1	2	3	4	5

問7. あなたは、商品を購入したり、サービスを利用したりする際の契約や取引で、何らかの被害に
あうかもしれないという不安を感じますか。【○は1つ】

1. 不安を感じる	4. 不安を感じない
2. どちらかといえば不安を感じる	5. どちらともいえない
3. あまり不安を感じない	

問8. あなたは、消費者として次の行動をどのくらい心がけていますか。【○はそれぞれに1つずつ】

	心かなりかけている	心ある程度いる	心あまりかけていない	心ほとんどいない	いどちらとも
①表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5
②個人情報の管理について理解し、適切な行動をとる	1	2	3	4	5
③環境に配慮した商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5
④自己を含めた環境(年齢、生活形態、経済状況等)の変化等、将来を見通した生活設計を考える	1	2	3	4	5
⑤商品やサービスについて問題があれば、事業者に申立てを行う	1	2	3	4	5
⑥トラブルに備えて対処方法をあらかじめ準備確認しておく	1	2	3	4	5

消費生活相談窓口の認識、情報収集について

問 9. あなたは、鳥取県消費生活センターや、市町村に消費生活相談窓口があることを知っていますか。

(1) 鳥取県消費生活センターを知っていますか。【〇は1つ】

1. 相談したことがある
2. 相談したことはないが、名前も業務内容も知っている
3. 名前は聞いたことがあるが、業務内容までは知らない
4. 名前も業務内容もわからない

(2) お住まいの市町村の消費生活相談窓口を知っていますか。【〇は1つ】

1. 相談したことがある
2. 相談したことはないが、名前も業務内容も知っている
3. 名前は聞いたことがあるが、業務内容までは知らない
4. 名前も業務内容もわからない

問 10. あなたは、以下に例示した消費生活に関する情報を、どのようにして入手していますか。

【〇はいくつでも】

《消費生活に関する情報の例》

※単純な商品等の価格に関する情報は除きます

- ・商品の購入やサービスの利用に関する契約や取引の情報
 - ・製品や食品の安全性、悪質な手口やその対策など消費者問題に関する情報
 - ・投資や保険など金融に関する情報
 - ・省エネやゴミの減量などの環境問題に関する情報
 - ・啓発講座の実施など行政の取組に関する情報
- など

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| 1. テレビ | 7. 自治会や町内会（回覧板など） |
| 2. ラジオ | 8. 消費者団体の広報など |
| 3. 新聞・雑誌 | 9. 職場 |
| 4. インターネット | 10. 学校 |
| 5. 自治体の広報誌 | 11. その他（ ） |
| 6. 消費生活センターや消費生活相談窓口 | 12. わからない（入手していない） |

消費者被害の状況について

問 1 1. あなたは、次のような悪質な手口があることを知っていますか。【○はそれぞれに1つずつ】

	知 名 前 も い る 内 容 も	知 ら な い 内 容 は あ り ま す	知 ら な い 内 容 は あ り ま さ な い	知 ら な い 内 容 も
①【点検商法】 「点検に来た」と言って訪問し、本当はいないダニやシロアリ、湿気による被害などの不安をあおり、工事や商品売りつける。	1	2	3	4
②【催眠(SF)商法】 閉め切った会場に高齢者などを集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に高額な商品売りつける。	1	2	3	4
③【開運(靈感)商法】 「購入しないと不幸になる」などの不安をあおる言葉で勧誘し、商品売りつけたり、祈とう料を請求する。	1	2	3	4
④【利殖商法】 「必ず儲かる」など利殖になることを強調し、未公開株、社債、ファンドなど実態のない投資先に高額な投資をさせる。「謝礼を払うので名義だけ貸してほしい」などと言って勧誘し、後から名義貸しが原因でトラブルが起きたと装って金銭を支払わせる事例や、「損を取り戻してあげる」など過去の被害の救済を装って金銭を支払わせる事例もみられる。	1	2	3	4
⑤【送りつけ商法】 注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する。	1	2	3	4
⑥【悪質マルチ商法】 「商品を買って会員になり、他の人を加入させれば利益が得られる」と言って組織を拡大していくネットワークビジネス。根拠もなく「絶対に儲かる」と勧誘したり、購入にあたり金融機関からの借入れを誘導するなど悪質な事例もみられる。	1	2	3	4
⑦【ワンクリック請求】 パソコンやスマートフォンのアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると「登録完了」「料金〇万円」などと表示し、高額な料金を請求する。	1	2	3	4

問12. あなた(家族も含めて)は、過去に消費者被害にあったことがありますか。

【○はあてはまるものすべて】

- 1. 自分が被害にあったことがある
- 2. 家族が被害にあったことがある
⇒家族の場合、年代(○才代)、性別をご記入ください。
[]
- 3. 自分が被害にあいそうになったが、あわなかった []
- 4. 家族が被害にあいそうになったが、あわなかった [] → 問12-3(次ページ)へ
⇒家族の場合、年代(○才代)、性別をご記入ください。
[]
- 5. 自分も家族も被害にあったことも、あいそうになったこともない → 問13(次ページ)へ

※2,4について複数該当している場合は20才代女性、60才代男性のようにそれぞれの方の年齢・性別がわかるようにご記入ください。

(問12で1,2のいずれかを選択した方に)

問12-1. それはどのような内容のことでしたか。【○はいくつでも】

- 1. 製品の品質・安全性(模造品、欠陥品、量や質、性能や効果が表示や説明と違ったなど)
- 2. 食品の品質・安全性(消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など)
- 3. 価格(「特別価格」や「優待価格」がうそだったなど)
- 4. 販売方法(大げさな広告、勘違いさせるような説明、契約をせかす、おどすなど)
- 5. 個人情報の取り扱い(個人情報流出の被害にあったなど)
- 6. 悪質な手口(問11①~⑦などを参考に)
- 7. 振り込め詐欺
- 8. その他()

問12-2. 被害にあった際にどこかへ(誰かへ)相談したり、伝えたりしましたか。【○は1つ】

- 1. 相談したり、伝えたりした []
- 2. 相談したり、伝えたりしなかった [] → 問12-2-2(次ページ)へ

(問12-2で1を選択した方に)

問12-2-1. どこへ(誰へ)相談などをしましたか。【○はいくつでも】

- 1. 購入先、利用先、営業担当者等
- 2. メーカー等の事業者
- 3. 製造した業界団体の窓口
- 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口
- 5. 鳥取県消費生活センター
- 6. 国民生活センター
- 8. 友人・知人
- 9. 民生委員・児童委員など地域の人
- 10. ヘルパー・福祉サービス事業者など
- 11. 消費者団体
- 12. 弁護士
- 13. 警察

(問12-2で2を選択した方に)

問12-2-2. どこにも(誰にも)相談しなかった理由としてあてはまるものはどれですか。

【〇はいくつでも】

1. どこに相談したり、伝えたりしたらいいかわからなかった
2. 気まずい思いをしたり、もめごとになったりするのが心配だった
3. 相手方から嫌がらせなどを受けるのではないかと不安だった
4. 相談しなくても自力で解決できると思った
5. 相談などしても、解決すると思えなかった
6. 自分にも責任があると思った
7. めんどうだった
8. 被害を思い出したくなかった
9. 周りの人に被害にあったことを知られるのが恥ずかしかった
10. 相談すると経済的に負担がかかると思った
11. その他 ()
12. 特に理由はない

(問12で3, 4のいずれかを選択した方に)

問12-3. あなた(家族も含めて)が被害にあうことを防げた理由としてあてはまるものはどれですか。【〇はいくつでも】

1. 消費生活に関する啓発講座で対応について学習していた
2. これまで受けてきた教育の中で対応について理解していた
3. テレビや新聞の報道等で問題点について気づいた(知っていた)
4. 家族や周りの人の助言や協力を受けた
5. 県や市町村の相談窓口の助言や協力を受けた
6. 自力もしくは法律の専門家等への依頼により相手方と交渉し問題を解決した
7. その他 ()

問13. あなたが、消費者被害にあったとき、「安心して相談できる場所」は次のどれですか。

【〇はいくつでも】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 購入先、利用先、営業担当者等 | 9. 民生委員・児童委員など地域の人 |
| 2. メーカー等の事業者 | 10. ヘルパー・福祉サービス事業者など |
| 3. 製造した業界団体の窓口 | 11. 消費者団体 |
| 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口 | 12. 弁護士 |
| 5. 鳥取県消費生活センター | 13. 警察 |
| 6. 国民生活センター | 14. その他 () |
| 7. 家族・親族 | 15. 特にない |
| 8. 友人・知人 | |

問14. あなたの身近に、本来支援が必要であると考えられる者（青少年、高齢者、障がい者など）であるにもかかわらず支援の手が差し伸べられていないと思う人はいますか。また、その人が消費者被害にあったことがあると見聞きしたことがありますか。

【○はそれぞれに1つずつ】

	いる		いない	わからない
	被害にあったと見聞きしたことがある	被害にあったと見聞きしたことはない		
①青少年	1	2	3	4
②高齢者	1	2	3	4
③障がい者	1	2	3	4
④その他()	1	2	3	4

問15. あなたは、次の対象者についての消費者被害を防止するためにどのような取組が重要だと思いますか。【○はそれぞれに3つまで】

<p>《青少年》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける 2. 学校の授業等で学習する 3. 青少年の参加する地域の行事などで注意を呼びかける 4. 行政がパンフレットなどを配布して啓発する 5. 民生委員などに日常的に見守り・声かけ活動をしてもらう 6. 報道機関に被害情報などを取り上げてもらう 7. その他 ()
<p>《高齢者》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族・親族で日ごろから話題にするよう心がける 2. 近隣同士で声を掛け合う 3. 行政と地域の高齢者と関係のある団体とが連携して注意を呼びかける 4. 行政がパンフレットなどを配布して啓発する 5. 民生委員などに日常的に見守り・声かけ活動をしてもらう 6. 報道機関に被害情報などを取り上げてもらう 7. 病院や公民館など高齢者が出かける機会の多い場所にポスターなどを掲示する 8. その他 ()
<p>《障がい者》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族・親族で日ごろから話題にするよう心がける 2. 障がい者の参加する地域の行事などで注意を呼びかける 3. 行政と地域の高齢者と関係のある団体とが連携して注意を呼びかける 4. 行政がパンフレットなどを配布して啓発する 5. 民生委員などに日常的に見守り・声かけ活動をしてもらう 6. 報道機関に被害情報などを取り上げてもらう 7. その他 ()

消費者問題への関心について

消費者問題とは・・・消費者が購入した商品・サービスやその取引をめぐる消費者の被害または不利益の問題です。

問16. あなたは、消費者問題にどのくらい関心がありますか。【〇は1つ】

- | | | |
|--------------|-------------|----------------------------|
| 1. 関心がある | 3. あまり関心がない | } → 問16-3、問16-4
(次ページ)へ |
| 2. ある程度関心がある | 4. 関心がない | |
| 5. どちらともいえない | | → 問16-4 (次ページ)へ |

(問16で1, 2のいずれかを選択した方に)

問16-1. あなたが消費者問題に関心をもったきっかけを教えてください。【〇はいくつでも】

- | |
|-------------------------------|
| 1. 自分や家族が実際に消費者被害にあった |
| 2. 家族以外の身近な人が被害にあっているのを見聞きした |
| 3. 消費者問題に関する啓発講座を受講した |
| 4. 消費者問題に関する教育を受けた |
| 5. テレビや新聞などメディアを通じて発信される情報を見た |
| 6. その他 () |

問16-2. あなたはどのような消費者問題に関心がありますか。【〇はいくつでも】

- | |
|----------------------------------|
| 1. 製品の安全性 (製品の欠陥による事故、製品のリコールなど) |
| 2. 食品の安全性 (食中毒、偽装表示など) |
| 3. 金融 (投資・保険・融資等の金融商品の問題など) |
| 4. 省エネやゴミの減量などの環境問題 |
| 5. 商品・サービスの適切な選択、購入及び活用 |
| 6. 多重債務 (消費者金融、ローンなど) |
| 7. 個人情報流出 |
| 8. 強引な電話、訪問による悪質な手口 |
| 9. インターネットやメールを利用した悪質な手口 |
| 10. 振り込め詐欺 |
| 11. その他 () |
| 12. わからない |

(問16で3, 4のいずれかを選択した方に)

問16-3. あなたが消費者問題にあまり関心がない、または関心がないのはなぜですか。

【〇はいくつでも】

1. 自分にとって身近な問題ではないと思うから
2. いままで学んだり考えたりする機会がなかったから
3. 難しそうだから
4. 自分が被害にあうことはないと思うから
5. その他 ()

(問16で3, 4, 5のいずれかを選択した方に)

問16-4. あなたはどのような消費者問題に関することであれば、話を聞いてみたり、講座へ参加したりしてみたいと思いますか。【〇はいくつでも】

1. 製品の安全性 (製品の欠陥による事故、製品のリコールなど)
2. 食品の安全性 (食中毒、偽装表示など)
3. 金融 (投資・保険・融資等の金融商品の問題など)
4. 省エネやゴミの減量などの環境問題
5. 商品・サービスの適切な選択、購入及び活用
6. 多重債務 (消費者金融、ローンなど)
7. 個人情報流出
8. 強引な電話、訪問による悪質な手口
9. インターネットやメールを利用した悪質な手口
10. 振り込め詐欺
11. その他 ()
12. どんなテーマでも話を聞いたり、講座へ参加したりしてみたいとは思わない

消費者教育について

消費者教育とは・・・消費者被害にあわない消費者、合理的な意思決定ができる消費者にとどまらず、よりよい社会発展のために積極的に参画する「自立した消費者」を育成するための教育及びこれに準ずる様々な啓発活動をいいます。

問17. あなたは、消費生活に関する出前講座や、学校や公民館で実施する消費者講座などに参加したことがありますか。【〇は1つ】

1. 参加したことがある → 問18 (次ページ) へ

⇒受講した講座の時期、場所、内容や感想などについて、自由にご記入ください。

[]

2. 実施されていることは知っていたが、参加したことはない

3. 実施されていることを知らない → 問18 (次ページ) へ

(問17で2を選択した方に)

問17-1. それはなぜですか。【〇はいくつでも】

1. 忙しく時間がない

2. 日程が合わない

3. 会場まで行くのが難しい

4. テーマ等に興味・関心がない

5. 参加するのがめんどろだった

6. 参加しても有益な情報を得られるとは思えない

7. 他の場所や媒体で情報を得ているから参加する必要がない

8. その他 ()

問18. あなたは、これまで次のそれぞれの場で、どのような消費者教育を受けたことがありますか。

また、その内容を理解しましたか。

【**受けた経験がある項目の理解度について、以下の《理解度》の区分（1～5）から対応する数字を選択し、下表①～⑭についてご記入ください**】

※受けた経験のない項目は空欄としてください。

《理解度》	
1 = よく理解できた	3 = あまり理解できなかった
2 = ある程度理解できた	4 = 理解できなかった
	5 = どちらともいえない

	家庭	学校	職場	地域
①物や金銭の計画的な使い方				
②インターネット(スマートフォンや携帯電話含む)の注意点				
③食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること				
④強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること				
⑤投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること				
⑥消費者金融やローンなどによる多重債務問題				
⑦省エネやゴミの減量などの環境問題				
⑧商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること				
⑨自分の消費行動が世の中に与える影響について				
⑩クレジットカードのしくみについて				
⑪通信販売のしくみと注意点				
⑫クーリング・オフに関すること				
⑬消費生活トラブルへの対処法や相談について				
⑭上記以外()				

問19. **小・中学生の保護者の方に伺います。**あなたは、次の消費者教育に関する事柄について、**家庭の中で話し合ったことがありますか。【〇はいくつでも】**

1. お小遣いやお年玉などお金の使い方 2. インターネットや携帯電話などの注意点やトラブル 3. 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する問題 4. 強引な勧誘や不当な請求などの悪質な手口やその対策 5. 家庭における省エネやゴミの減量などの環境問題 6. 商品・サービスの適切な選択、購入及び活用の仕方 7. クレジットカードのしくみ 8. 通信販売のしくみと注意点 9. トラブルが生じた際の相談に関すること 10. その他 ()
--

問20. 次のそれぞれの時期に、どのような消費者教育が必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					若者	一般	高齢者
①物や金銭の計画的な使い方 ※幼児期については、「買い物の意味」	1	2	3	4	5	6	7
②インターネット(スマートフォンや携帯電話含む)の注意点	1	2	3	4	5	6	7
③食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること	1	2	3	4	5	6	7
④強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること	1	2	3	4	5	6	7
⑤投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること	1	2	3	4	5	6	7
⑥消費者金融やローンなどによる多重債務問題	1	2	3	4	5	6	7
⑦省エネやゴミの減量などの環境問題 ※幼児期～中学生期については、「環境に配慮した物の使い方」	1	2	3	4	5	6	7
⑧商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること ※幼児期については、「お店屋さんごっこ」	1	2	3	4	5	6	7
⑨自分の消費行動が世の中に与える影響について	1	2	3	4	5	6	7
⑩クレジットカードのしくみについて	1	2	3	4	5	6	7
⑪通信販売のしくみと注意点	1	2	3	4	5	6	7
⑫クーリング・オフに関すること	1	2	3	4	5	6	7
⑬消費生活トラブルへの対処法や相談について ※幼児期・小学生期については、「困ったことがあったら伝える」	1	2	3	4	5	6	7
⑭上記以外()	1	2	3	4	5	6	7

問21. あなたが、消費者教育を行う場として、重要だと思うものは次のどれですか。

【〇は3つまで】

1. 家庭	7. 職場
2. 幼稚園	8. 福祉施設(高齢者、障がい者など)
3. 小中学校	9. 商業施設
4. 高等学校	10. その他()
5. 大学・専門学校等	11. 特に教育の必要はない
6. 地域	12. わからない

消費者行政全般について

問 2 2. あなたは、次の消費者行政の取組についてどの程度重要だと思いますか。

【〇はそれぞれに1つずつ】

	重要	どちらかといえば重要	あまり重要でない	重要でない	どちらともいえない
①県消費生活センターや市町村の消費生活相談体制の整備	1	2	3	4	5
②消費生活トラブルへの注意喚起や相談窓口の周知などの情報提供	1	2	3	4	5
③地域と一体となった啓発・見守り活動による高齢者や障がい者などに対する消費者教育の推進	1	2	3	4	5
④学校教育の場における消費者教育の推進	1	2	3	4	5

問 2 3. 消費生活について、お気づきの点やご意見・ご要望などがありましたら、ご記入ください。

【自由に記入】

ご協力ありがとうございました。11月18日（火）までにご投函ください。

2. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(幼稚園)

【幼稚園用】

消費者教育に関する実態調査票

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）
 - ・ 情報通信の有効活用、安全確保（インターネット、スマートフォンの安全な利用方法等）
- 各年代（幼児期～成人期）ごとの育むべき力については、別添の「消費者教育の体系イメージマップ」をご参照ください。

- 回答は担当者個人の見解ではなく、貴園（組織）としてご回答ください。
- 回答欄に次にお答えいただく設問の指示がなければ、設問番号の順にお答えください。
- 選択式の設問については、該当する番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載しています。
- その他の内容や記述式の設問については、具体的に記入してください。
- 設問は、特に指示がなければ、平成25年度の状況をお答えください。

平成26年12月1日(月)までにご回答をお願いします。

Q1 幼稚園名及び園長氏名をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕

幼稚園名	
園長氏名	

Q2 回答を作成されたご担当者のお名前と職名、連絡先をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕
(未回答の設問等があればご連絡することがあります。)

担当者の職・氏名		連絡先	〔電話 / FAX / 電子メール〕※いずれかに○
----------	--	-----	---------------------------

Q3 消費者教育の推進については、平成24年12月に『消費者教育の推進に関する法律』が新たに施行されました。この法律についてご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 名前も知っていて、内容も分かる。
2 名前は知っているが、内容は分からない。
3 知らなかった。

～消費者教育に関する取り組み状況等について～

Q4 貴園では園児に対して消費者教育を実施していますか。〔1つ選択〕

1 実施している。・・・Q5へ 2 実施していないが今後実施する予定である。 3 実施していないし、予定もない。	}	・・・Q7-1へ
--	---	----------

Q5 貴園で実施している消費者教育の内容(テーマ)を選んでください。〔該当するものをすべて〕

1 買い物の意味やお金の使い方 2 情報通信機器との付き合い方 (テレビ、ゲーム、スマートフォンなど) 3 食品の選択や食べ方 (安全な食べ物や栄養バランスのとれた食べ方など) 4 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 5 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引 (お店屋さんごっこ、など) 6 トラブルへの対処法 (困ったことがあったら伝える、など) 7 その他 ()

Q6 Q5で回答された消費者教育について、その内容や使用している教材等を具体的にご記入ください。

〔実施した学年や時期、定期的なものか一時的なものか、外部講師の有無、具体的な実施内容・方法、使用した教材など〕

Q7-1 貴園では園児の保護者に対して消費者教育に関する情報提供をしていますか。〔1つ選択〕

1 実施している。・・・Q7-2へ 2 実施していないが今後実施する予定である。 3 実施していないし、予定もない。	}	・・・Q8へ
--	---	--------

Q7-2 園児の保護者に対して情報提供した消費者教育の内容(テーマ)と実施方法について、該当する欄に○を記入してください。〔該当するものをすべて〕

内容(テーマ)	保護者会など(※)で説明	印刷物などの配布
1 物や金銭の計画的な使い方		
2 情報通信機器との付き合い方 (テレビ、ゲーム、スマートフォンなど)		
3 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること		
4 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方		
5 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること		
6 消費生活トラブルへの対処法や相談について		
7 その他 ()		

(※)保護者会後に実施した講演会なども含みます。

Q8 消費生活センターなどの消費生活相談窓口に、消費者教育に関する相談(教材の紹介や講師の派遣依頼も含む)もできることをご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 知っていて、相談したこともある。 2 知っているが、相談したことはない。 3 知らなかった。
--

～消費者教育に関する意識・課題等について～

Q9 園児に対する消費者教育で重要だと思う内容(テーマ)は何ですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 買い物の意味やお金の使い方
- 2 情報通信機器との付き合い方 (テレビ、ゲーム、スマートフォンなど)
- 3 食品の選択と食べ方 (安全な食べ物や栄養バランスのとれた食べ方など)
- 4 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 5 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引 (お店屋さんごっこ、など)
- 6 トラブルへの対処法 (困ったことがあったら伝える、など)
- 7 その他 ()

Q10 消費者教育を実施するに当たって課題となっていることを選んでください。[該当するものをすべて選択]

- 1 どのような取り組みをすればいいのかわからない。
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない。
- 3 活用できる教材が少ない。
- 4 予算がない。
- 5 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。
- 6 他の優先課題があり取り組めない。
- 7 その他 ()
- 8 特にない。
- 9 幼稚園での消費者教育に必要性を感じていない。(家庭で行うべきもの)

Q11 消費者教育を今後推進していくために必要だと思うことを選んでください。[該当するものをすべて選択]

- 1 実践事例の紹介
- 2 講師派遣制度の充実
- 3 幼児向けの教材の作成・配布
- 4 消費者教育に関する相談窓口の周知
- 5 教員に対する研修
- 6 消費者教育の意義・必要性の啓発
- 7 消費者被害の最新情報の定期的な提供
- 8 保護者や地域との連携
- 9 教育委員会の方針・リーダーシップ
- 10 その他 ()

～消費者教育に関する要望等について～

Q12 園児に対する消費者教育で活用しやすい(効果のある)教材はどれですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他()
- 7 特にない。

Q13 消費者教育に関する教員向けの研修があった場合は参加しますか。〔1つ選択〕

- 1 参加したい。
- 2 参加しない。(または参加できない。) ⇒ 【理由: 】

Q14 消費者教育に関する教員向けの研修で希望する内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 買い物の意味やお金の使い方
- 2 情報通信機器との付き合い方(テレビ、ゲーム、スマートフォンなど)
- 3 食品の選択と食べ方(安全な食べ物や栄養バランスのとれた食べ方など)
- 4 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 5 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引(お店屋さんごっこ、など)
- 6 トラブルへの対処法(困ったことがあったら伝える、など)
- 7 その他()

Q15 研修に参加しやすい時期はいつですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 春休み期
- 2 夏休み期
- 3 冬休み期
- 4 1～3以外の期間の夜間
- 5 1～3以外の期間の土曜日・日曜日・祝日
- 6 その他()

Q16 その他、消費者教育の推進について、ご意見・ご要望があればご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

3. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(小学校)

【小学校用】

消費者教育に関する実態調査票

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。
《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）
 - ・ 情報通信の有効活用、安全確保（インターネット、スマートフォンの安全な利用方法等）
- 各年代（幼児期～成人期）ごとの育むべき力については、別添の「消費者教育の体系イメージマップ」をご参照ください。

- 回答は担当者個人の見解ではなく、学校（組織）としてご回答ください。
- 回答欄に次にお答えいただく設問の指示がなければ、設問番号の順にお答えください。
- 選択式の設問については、該当する番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載しています。
- その他の内容や記述式の設問については、具体的に記入してください。
- 設問は、特に指示がなければ、平成25年度の状況をお答えください。

平成26年12月1日(月)までにご回答をお願いします。

Q1 学校名及び校長氏名をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕

学校名	
校長氏名	

Q2 回答を作成されたご担当者のお名前と職名、連絡先をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕
(未回答の設問等があればご連絡することがあります。)

担当者の職・氏名		連絡先	〔電話 / FAX / 電子メール〕※いずれかに○
----------	--	-----	---------------------------

Q3 消費者教育の推進については、平成24年12月に『消費者教育の推進に関する法律』が新たに施行されました。この法律についてご存じでしたか。〔1つ選択〕

<ul style="list-style-type: none">1 名前も知っていて、内容も分かる。2 名前は知っているが、内容は分からない。3 知らなかった。
--

～消費者教育に関する授業の実施状況等について～

Q4 貴校では消費者教育に関する授業を行っていますか。[1つ選択]

1	行っている。・・・Q5へ	}	・・・Q11-1へ
2	行っていないが今後行う予定である。		
3	行っていないし、予定もない。		

Q5 貴校での消費者教育の取り組み方針についてお答えください。[1つ選択]

1	学校（組織）レベルで計画的に実施している。
2	担任の教諭に任せている。
3	その他（)

Q6 消費者教育に関する授業を行っている教科、学年、時間数、内容(テーマ)をご記入ください。
(「教科」及び「内容(テーマ)」欄については、選択肢から該当する番号を記入してください。)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

《「教科」欄の選択肢》

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 社会科 |
| 2 | 家庭科 |
| 3 | その他の教科（教科名を回答欄に直接ご記入ください。） |
| 4 | 総合的な学習の時間 |
| 5 | 道徳 |
| 6 | 教科外（HR・クラブ活動等） |

《「内容(テーマ)」欄の選択肢》

- | | |
|----|---|
| 1 | 消費者行政・施策について |
| 2 | 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 | インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）の注意点 |
| 4 | 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する事 |
| 5 | 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関する事 |
| 6 | 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関する事 |
| 7 | 消費者金融やローンなどによる多重債務問題 |
| 8 | 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 |
| 9 | 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関する事 |
| 10 | 自分の消費行動が世の中に与える影響について |
| 11 | クレジットカードのしくみについて |
| 12 | 通信販売のしくみと注意点 |
| 13 | クーリング・オフに関する事 |
| 14 | 消費生活トラブルへの対処法や相談について |
| 15 | その他（) |

Q7 消費者教育に関する授業で教科書以外に使用した教材があれば教えてください。[該当するものをすべて選択]

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用とした教材
- 3 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他（ ）
- 7 教科書以外の教材は使用していない。

Q8-1 消費者教育に関する授業で外部講師による授業を行いましたか。[1つ選択]

- 1 行った。・・・Q8-2へ
- 2 行っていない。・・・Q9へ

Q8-2 外部講師の所属を選んでください。[該当するものをすべて選択]

- 1 教育委員会
- 2 消費生活センター
- 3 情報通信業者
- 4 警察
- 5 金融広報委員会
- 6 消費者団体
- 7 その他（ ）

Q9 貴校における消費者教育の実施状況に対する認識をお聞かせください。[1つ選択]

- 1 十分な消費者教育を実施できている。
- 2 ある程度の消費者教育を実施できている。
- 3 消費者教育はあまり実施できていない。
- 4 分からない。

Q10 貴校における消費者教育の成果に対する認識をお聞かせください。[1つ選択]

- 1 成果を大いに感じる。
- 2 成果を少し感じる。
- 3 成果を感じない。
- 4 分からない。

Q11-1 貴校では児童の保護者に対して消費者教育に関する情報提供をしたことがありますか。〔1つ選択〕

1 実施している。・・・Q11-2へ	} ...Q12へ
2 実施していないが今後実施する予定である。	
3 実施していないし、予定もない。	

Q11-2 児童の保護者に対して情報提供した消費者教育の内容(テーマ)と実施方法について、該当する欄に○を記入してください。〔該当するものをすべて〕

内容 (テーマ)	保護者会など(※)で説明	印刷物などの配布
1 消費者行政・施策について		
2 物や金銭の計画的な使い方		
3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点		
4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること		
5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること		
6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること		
7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題		
8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方		
9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること		
10 自分の消費行動が世の中に与える影響について		
11 クレジットカードのしくみについて		
12 通信販売のしくみと注意点		
13 クーリング・オフに関すること		
14 消費生活トラブルへの対処法や相談について		
15 その他 ()		

(※)保護者会後に実施した講演会なども含みます。

Q12 市町村には消費生活相談窓口があり、消費者教育に関する相談(教材の紹介や講師の派遣依頼も含む)もできることをご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 消費生活相談窓口があることを知っていて、相談したこともある。
2 消費生活相談窓口があることは知っているが、相談したことはない。
3 市町村に消費生活相談窓口があることを知らなかった。

～消費者教育に関する意識・課題等について～

Q13 消費者教育に関する授業で重要だと思う内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|----|---------------------------------|
| 1 | 消費者行政・施策について |
| 2 | 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 | インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点 |
| 4 | 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること |
| 5 | 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること |
| 6 | 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること |
| 7 | 消費者金融やローンなどによる多重債務問題 |
| 8 | 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 |
| 9 | 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること |
| 10 | 自分の消費行動が世の中に与える影響について |
| 11 | クレジットカードのしくみについて |
| 12 | 通信販売のしくみと注意点 |
| 13 | クーリング・オフに関すること |
| 14 | 消費生活トラブルへの対処法や相談について |
| 15 | その他 () |

Q14 消費者教育を実施するに当たって課題となっていることを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | どのような授業をすればいいのかわからない。 |
| 2 | 指導者や講師となる人材の情報が得られない。 |
| 3 | 活用できる教材が少ない。 |
| 4 | 予算がない。 |
| 5 | 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。 |
| 6 | 他の優先課題があり取り組めない。 |
| 7 | その他 () |
| 8 | 特になし。 |

Q15 消費者教育を今後推進していくために必要だと思うことを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 実践事例の紹介 |
| 2 | 講師派遣制度の充実 |
| 3 | 児童・生徒向けの教材の作成・配布 |
| 4 | 消費者教育に関する相談窓口の周知 |
| 5 | 教員に対する研修 |
| 6 | 消費者教育の意義・必要性の啓発 |
| 7 | 消費者被害の最新情報の定期的な提供 |
| 8 | 保護者や地域との連携 |
| 9 | 教育委員会の方針・リーダーシップ |
| 10 | その他 () |

～消費者教育に関する要望等について～

Q16 消費者教育に関する授業で活用しやすい(効果のある)教材はどれですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他()
- 7 特にない。

Q17 消費者教育に関する教員向けの研修があった場合は参加しますか。[1つ選択]

- 1 参加したい。
- 2 参加しない。(または参加できない。) ⇒ 【理由: 】

Q18 消費者教育に関する教員向けの研修で希望する内容(テーマ)は何ですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関すること
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他()

Q19 研修に参加しやすい時期はいつですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 春休み期
- 2 夏休み期
- 3 冬休み期
- 4 1～3以外の期間の夜間
- 5 1～3以外の期間の土曜日・日曜日・祝日
- 6 その他()

Q20 その他、消費者教育の推進について、ご意見・ご要望があればご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

4. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(中学校)

【中学校用】

消費者教育に関する実態調査票

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）
 - ・ 情報通信の有効活用、安全確保（インターネット、スマートフォンの安全な利用方法等）
- 各年代（幼児期～成人期）ごとの育むべき力については、別添の「消費者教育の体系イメージマップ」をご参照ください。

- 回答は担当者個人の見解ではなく、学校（組織）としてご回答ください。
- 回答欄に次にお答えいただく設問の指示がなければ、設問番号の順にお答えください。
- 選択式の設問については、該当する番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載しています。
- その他の内容や記述式の設問については、具体的に記入してください。
- 設問は、特に指示がなければ、平成25年度の状況をお答えください。

平成26年12月1日(月)までにご回答をお願いします。

Q1 学校名及び校長氏名をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕

学校名	
校長氏名	

Q2 回答を作成されたご担当者のお名前と職名、連絡先をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕
(未回答の設問等があればご連絡することがあります。)

担当者の職・氏名		連絡先	〔電話 / FAX / 電子メール〕※いずれかに○
----------	--	-----	---------------------------

Q3 消費者教育の推進については、平成24年12月に『消費者教育の推進に関する法律』が新たに施行されました。この法律についてご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 名前も知っていて、内容も分かる。
2 名前は知っているが、内容は分からない。
3 知らなかった。

～消費者教育に関する授業の実施状況等について～

Q4 貴校では消費者教育に関する授業を行っていますか。〔1つ選択〕

1	行っている。・・・Q6へ	} ...Q11-1へ
2	行っていないが今後行う予定である。	
3	行っていないし、予定もない。	

Q5 貴校での消費者教育の取り組み方針についてお答えください。〔1つ選択〕

1	学校（組織）レベルで計画的に実施している。
2	各教科の担当教諭に任せている。
3	その他（ ）

Q6 消費者教育に関する授業を行っている教科、学年、時間数、内容(テーマ)をご記入ください。

(「教科」及び「内容(テーマ)」欄については、選択肢から該当する番号を記入してください。)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

《「教科」欄の選択肢》

- 1 家庭分野
- 2 公民的分野
- 3 その他の教科（※教科名を回答欄に直接ご記入ください。）
- 4 総合的な学習の時間
- 5 教科外（HR・クラブ活動等）

《「内容(テーマ)」欄の選択肢》

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する事
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関する事
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関する事
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関する事
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関する事
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他（
）

Q7 消費者教育に関する授業で教科書以外に使用した教材があれば教えてください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|-------------------------|
| 1 DVD等の映像の教材 |
| 2 パソコンを活用した教材 |
| 3 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材 |
| 4 ボードゲーム等グループで使える教材 |
| 5 ロールプレイングの事例集 |
| 6 その他（ ） |
| 7 教科書以外の教材は使用していない。 |

Q8-1 消費者教育に関する授業で外部講師による授業を行いましたか。〔1つ選択〕

- | |
|-----------------|
| 1 行った。・・・Q8-2へ |
| 2 行っていない。・・・Q9へ |

Q8-2 外部講師の所属を選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|------------|
| 1 教育委員会 |
| 2 消費生活センター |
| 3 情報通信業者 |
| 4 警察 |
| 5 金融広報委員会 |
| 6 消費者団体 |
| 7 その他（ ） |

Q9 貴校における消費者教育の実施状況に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- | |
|-----------------------|
| 1 十分な消費者教育を実施できている。 |
| 2 ある程度の消費者教育を実施できている。 |
| 3 消費者教育はあまり実施できていない。 |
| 4 分からない。 |

Q10 貴校における消費者教育の成果に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- | |
|--------------|
| 1 成果を大いに感じる。 |
| 2 成果を少し感じる。 |
| 3 成果を感じない。 |
| 4 分からない。 |

Q11-1 貴校では生徒の保護者に対して消費者教育に関する情報提供をしたことがありますか。〔1つ選択〕

1 実施している。・・・Q11-2へ	} ...Q12へ
2 実施していないが今後実施する予定である。	
3 実施していないし、予定もない。	

Q11-2 生徒の保護者に対して情報提供した消費者教育の内容(テーマ)と実施方法について、該当する欄に○を記入してください。〔該当するものをすべて〕

内容(テーマ)	保護者会など(※)で説明	印刷物などの配布
1 消費者行政・施策について		
2 物や金銭の計画的な使い方		
3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点		
4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること		
5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること		
6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること		
7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題		
8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方		
9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること		
10 自分の消費行動が世の中に与える影響について		
11 クレジットカードのしくみについて		
12 通信販売のしくみと注意点		
13 クーリング・オフに関すること		
14 消費生活トラブルへの対処法や相談について		
15 その他()		

(※)保護者会後に実施した講演会なども含みます。

Q12 市町村には消費生活相談窓口があり、消費者教育に関する相談(教材の紹介や講師の派遣依頼も含む)もできることをご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 消費生活相談窓口があることを知っていて、相談したこともある。
2 消費生活相談窓口があることは知っているが、相談したことはない。
3 市町村に消費生活相談窓口があることを知らなかった。

～消費者教育に関する意識・課題等について～

Q13 消費者教育に関する授業で重要だと思う内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|----|---------------------------------|
| 1 | 消費者行政・施策について |
| 2 | 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 | インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点 |
| 4 | 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること |
| 5 | 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること |
| 6 | 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること |
| 7 | 消費者金融やローンなどによる多重債務問題 |
| 8 | 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 |
| 9 | 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること |
| 10 | 自分の消費行動が世の中に与える影響について |
| 11 | クレジットカードのしくみについて |
| 12 | 通信販売のしくみと注意点 |
| 13 | クーリング・オフに関すること |
| 14 | 消費生活トラブルへの対処法や相談について |
| 15 | その他 () |

Q14 消費者教育を実施するに当たって課題となっていることを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | どのような授業をすればいいのかわからない。 |
| 2 | 指導者や講師となる人材の情報が得られない。 |
| 3 | 活用できる教材が少ない。 |
| 4 | 予算がない。 |
| 5 | 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。 |
| 6 | 他の優先課題があり取り組めない。 |
| 7 | その他 () |
| 8 | 特にない。 |

Q15 消費者教育を今後推進していくために必要だと思うことを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 実践事例の紹介 |
| 2 | 講師派遣制度の充実 |
| 3 | 児童・生徒向けの教材の作成・配布 |
| 4 | 消費者教育に関する相談窓口の周知 |
| 5 | 教員に対する研修 |
| 6 | 消費者教育の意義・必要性の啓発 |
| 7 | 消費者被害の最新情報の定期的な提供 |
| 8 | 保護者や地域との連携 |
| 9 | 校内における教科間での連携・体系化 |
| 10 | 教育委員会の方針・リーダーシップ |
| 11 | その他 () |

～消費者教育に関する要望等について～

Q16 消費者教育に関する授業で活用しやすい(効果のある)教材はどれですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他()
- 7 特にない。

Q17 消費者教育に関する教員向けの研修があった場合は参加しますか。〔1つ選択〕

- 1 参加したい。
- 2 参加しない。(または参加できない。) ⇒ 【理由: 】

Q18 消費者教育に関する教員向けの研修で希望する内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関すること
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他()

Q19 研修に参加しやすい時期はいつですか。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 春休み期
- 2 夏休み期
- 3 冬休み期
- 4 1～3以外の期間の夜間
- 5 1～3以外の期間の土曜日・日曜日・祝日
- 6 その他()

Q20 その他、消費者教育の推進について、ご意見・ご要望があればご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

5. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(高等学校)

【高等学校用】

消費者教育に関する実態調査票

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。
《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）
 - ・ 情報通信の有効活用、安全確保（インターネット、スマートフォンの安全な利用方法等）
- 各年代（幼児期～成人期）ごとの育むべき力については、別添の「消費者教育の体系イメージマップ」をご参照ください。

- 回答は担当者個人の見解ではなく、学校（組織）としてご回答ください。
- 回答欄に次にお答えいただく設問の指示がなければ、設問番号の順にお答えください。
- 選択式の設問については、該当する番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載しています。
- その他の内容や記述式の設問については、具体的に記入してください。
- 設問は、特に指示がなければ、平成25年度の状況をお答えください。

平成26年12月1日(月)までにご回答をお願いします。

Q1 学校名及び校長氏名をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕

学校名	
校長氏名	

Q2 回答を作成されたご担当者のお名前と職名、連絡先をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕
(未回答の設問等があればご連絡することがあります。)

担当者の職・氏名		連絡先	〔電話 / FAX / 電子メール〕※いずれかに○
----------	--	-----	---------------------------

Q3 消費者教育の推進については、平成24年12月に『消費者教育の推進に関する法律』が新たに施行されました。この法律についてご存じでしたか。〔1つ選択〕

- 1 名前も知っていて、内容も分かる。
- 2 名前は知っているが、内容は分からない。
- 3 知らなかった。

～消費者教育に関する授業の実施状況等について～

Q4 貴校では消費者教育に関する授業を行っていますか。〔1つ選択〕

1	行っている。・・・Q6へ	} ...Q11-1へ
2	行っていないが今後行う予定である。	
3	行っていないし、予定もない。	

Q5 貴校での消費者教育の取り組み方針についてお答えください。〔1つ選択〕

1	学校（組織）レベルで計画的に実施している。
2	各教科の担当教諭に任せている。
3	その他（ ）

Q6 消費者教育に関する授業を行っている教科、学年、時間数、内容(テーマ)をご記入ください。

(「教科」及び「内容(テーマ)」欄については、選択肢から該当する番号を記入してください。)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

《「教科」欄の選択肢》

- 1 家庭
- 2 公民
- 3 その他の教科（※教科名を回答欄に直接ご記入ください。）
- 4 総合的な学習の時間
- 5 教科外（HR・クラブ活動等）

《「内容(テーマ)」欄の選択肢》

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関すること
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他（
）

Q7 消費者教育に関する授業で教科書以外に使用した教材があれば教えてください。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他（ ）
- 7 教科書以外の教材は使用していない。

Q8-1 消費者教育に関する授業で外部講師による授業を行いましたか。〔1つ選択〕

- 1 行った。・・・Q8-2へ
- 2 行っていない。・・・Q9へ

Q8-2 外部講師の所属を選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 教育委員会
- 2 消費生活センター
- 3 情報通信業者
- 4 警察
- 5 金融広報委員会
- 6 消費者団体
- 7 その他（ ）

Q9 貴校における消費者教育の実施状況に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- 1 十分な消費者教育を実施できている。
- 2 ある程度の消費者教育を実施できている。
- 3 消費者教育はあまり実施できていない。
- 4 分からない。

Q10 貴校における消費者教育の成果に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- 1 成果を大いに感じる。
- 2 成果を少し感じる。
- 3 成果を感じない。
- 4 分からない。

Q11-1 貴校では生徒の保護者に対して消費者教育に関する情報提供をしたことがありますか。〔1つ選択〕

1 実施している。・・・Q11-2へ	} ...Q12へ
2 実施していないが今後実施する予定である。	
3 実施していないし、予定もない。	

Q11-2 生徒の保護者に対して情報提供した消費者教育の内容(テーマ)と実施方法について、該当する欄に○を記入してください。〔該当するものをすべて〕

内容 (テーマ)	保護者会など(※)で説明	印刷物などの配布
1 消費者行政・施策について		
2 物や金銭の計画的な使い方		
3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点		
4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること		
5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること		
6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること		
7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題		
8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方		
9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること		
10 自分の消費行動が世の中に与える影響について		
11 クレジットカードのしくみについて		
12 通信販売のしくみと注意点		
13 クーリング・オフに関すること		
14 消費生活トラブルへの対処法や相談について		
15 その他 ()		

(※)保護者会後に実施した講演会なども含みます。

Q12 消費生活センターに消費者教育に関する相談(教材の紹介や講師の派遣依頼も含む)もできることをご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 知っていて、相談したことがある。
2 知っているが、相談したことはない。
3 知らなかった。

～消費者教育に関する意識・課題等について～

Q13 消費者教育に関する授業で重要だと思う内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|-----------------------------------|
| 1 消費者行政・施策について |
| 2 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点 |
| 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること |
| 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること |
| 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること |
| 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題 |
| 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 |
| 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること |
| 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について |
| 11 クレジットカードのしくみについて |
| 12 通信販売のしくみと注意点 |
| 13 クーリング・オフに関すること |
| 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について |
| 15 その他 () |

Q14 消費者教育を実施するに当たって課題となっていることを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|---------------------------|
| 1 どのような授業をすればいいのかわからない。 |
| 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない。 |
| 3 活用できる教材が少ない。 |
| 4 予算がない。 |
| 5 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。 |
| 6 他の優先課題があり取り組めない。 |
| 7 その他 () |
| 8 特にない。 |

Q15 消費者教育を今後推進していくために必要だと思うことを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|---------------------|
| 1 実践事例の紹介 |
| 2 講師派遣制度の充実 |
| 3 児童・生徒向けの教材の作成・配布 |
| 4 消費者教育に関する相談窓口の周知 |
| 5 教員に対する研修 |
| 6 消費者教育の意義・必要性の啓発 |
| 7 消費者被害の最新情報の定期的な提供 |
| 8 保護者や地域との連携 |
| 9 校内における教科間での連携・体系化 |
| 10 教育委員会の方針・リーダーシップ |
| 11 その他 () |

～消費者教育に関する要望等について～

Q16 消費者教育に関する授業で活用しやすい(効果のある)教材はどれですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他()
- 7 特にない。

Q17 消費者教育に関する教員向けの研修があった場合は参加しますか。[1つ選択]

- 1 参加したい。
- 2 参加しない。(または参加できない。) ⇒ 【理由: 】

Q18 消費者教育に関する教員向けの研修で希望するテーマは何ですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関すること
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他()

Q19 研修に参加しやすい時期はいつですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 春休み期
- 2 夏休み期
- 3 冬休み期
- 4 1～3以外の期間の夜間
- 5 1～3以外の期間の土曜日・日曜日・祝日
- 6 その他()

Q20 その他、消費者教育の推進について、ご意見・ご要望があればご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

6. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(特別支援学校)

【特別支援学校用】

消費者教育に関する実態調査票

消費者教育とは…

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動です。
《例えば…》
 - ・ 契約のルールや取引のトラブル防止（クーリング・オフの仕方など）
 - ・ 安全・安心な商品（食べ物を含む）の選び方、表示の見方
 - ・ 環境に配慮した生活（環境に配慮した製品の購入やゴミの減量、節電など）
 - ・ 情報通信の有効活用、安全確保（インターネット、スマートフォンの安全な利用方法等）
- 各年代（幼児期～成人期）ごとの育むべき力については、別添の「消費者教育の体系イメージマップ」をご参照ください。

- 回答は担当者個人の見解ではなく、学校（組織）としてご回答ください。
- 回答欄に次にお答えいただく設問の指示がなければ、設問番号の順にお答えください。
- 選択式の設問については、該当する番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載しています。
- その他の内容や記述式の設問については、具体的に記入してください。
- 設問は、特に指示がなければ、平成25年度の状況をお答えください。

平成26年12月1日(月)までにご回答をお願いします。

Q1 学校名及び校長氏名をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕

学校名	
校長氏名	

Q2 回答を作成されたご担当者のお名前と職名、連絡先をご記入ください。〔本調査票記入日現在でお答えください。〕
(未回答の設問等があればご連絡することがあります。)

担当者の職・氏名		連絡先	〔電話 / FAX / 電子メール〕※いずれかに○
----------	--	-----	---------------------------

Q3 消費者教育の推進については、平成24年12月に『消費者教育の推進に関する法律』が新たに施行されました。この法律についてご存じでしたか。〔1つ選択〕

1 名前も知っていて、内容も分かる。
2 名前は知っているが、内容は分からない。
3 知らなかった。

～消費者教育に関する授業の実施状況等について～

Q4 貴校では消費者教育に関する授業を行っていますか。〔1つ選択〕

1 行っている。・・・Q5へ	} ...Q11-1へ
2 行っていないが今後行う予定である。	
3 行っていないし、予定もない。	

Q5 貴校での消費者教育の取り組み方針についてお答えください。〔1つ選択〕

1 学校（組織）レベルで計画的に実施している。
2 各教科の担当教諭に任せている。
3 その他（ ）

Q6 消費者教育に関する授業を行っている教科、学年、時間数、内容(テーマ)をご記入ください。

(「教科」及び「内容(テーマ)」欄については、選択肢から該当する番号を記入してください。)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

教科	学年	時間数	内容(テーマ)

《「教科」欄の選択肢》

- 1 家庭
- 2 社会・公民
- 3 その他の教科（※教科名を回答欄に直接ご記入ください。）
- 4 総合的な学習の時間
- 5 道徳
- 6 教科外（HR・クラブ活動等）

《「内容(テーマ)」欄の選択肢》

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する事
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関する事
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関する事
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関する事
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関する事
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他（ ）

Q7 消費者教育に関する授業で教科書以外に使用した教材があれば教えてください。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他（ ）
- 7 教科書以外の教材は使用していない。

Q8-1 消費者教育に関する授業で外部講師による授業を行いましたか。〔1つ選択〕

- 1 行った。・・・Q8-2へ
- 2 行っていない。・・・Q9へ

Q8-2 外部講師の所属を選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- 1 教育委員会
- 2 消費生活センター
- 3 情報通信業者
- 4 警察
- 5 金融広報委員会
- 6 消費者団体
- 7 その他（ ）

Q9 貴校における消費者教育の実施状況に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- 1 十分な消費者教育を実施できている。
- 2 ある程度の消費者教育を実施できている。
- 3 消費者教育はあまり実施できていない。
- 4 分からない。

Q10 貴校における消費者教育の成果に対する認識をお聞かせください。〔1つ選択〕

- 1 成果を大いに感じる。
- 2 成果を少し感じる。
- 3 成果を感じない。
- 4 分からない。

Q11-1 貴校では児童・生徒の保護者に対して消費者教育に関する情報提供をしたことがありますか。

[1つ選択]

1 実施している。・・・Q11-2へ	} ...Q12へ
2 実施していないが今後実施する予定である。	
3 実施していないし、予定もない。	

Q11-2 児童・生徒の保護者に対して情報提供した消費者教育の内容(テーマ)と実施方法について、該当する欄に○を記入してください。[該当するものをすべて]

内容 (テーマ)	保護者会など(※)で説明	印刷物などの配布
1 消費者行政・施策について		
2 物や金銭の計画的な使い方		
3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点		
4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること		
5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること		
6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること		
7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題		
8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方		
9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること		
10 自分の消費行動が世の中に与える影響について		
11 クレジットカードのしくみについて		
12 通信販売のしくみと注意点		
13 クーリング・オフに関すること		
14 消費生活トラブルへの対処法や相談について		
15 その他 ()		

(※)保護者会後に実施した講演会なども含みます。

Q12 消費生活センターなどの消費生活相談窓口に、消費者教育に関する相談(教材の紹介や講師の派遣依頼も含む)もできることをご存じでしたか。[1つ選択]

1 知っていて、相談したこともある。
2 知っているが、相談したことはない。
3 知らなかった。

～消費者教育に関する意識・課題等について～

Q13 消費者教育に関する授業で重要だと思う内容(テーマ)は何ですか。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|-----------------------------------|
| 1 消費者行政・施策について |
| 2 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）の注意点 |
| 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること |
| 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること |
| 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること |
| 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題 |
| 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方 |
| 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること |
| 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について |
| 11 クレジットカードのしくみについて |
| 12 通信販売のしくみと注意点 |
| 13 クーリング・オフに関すること |
| 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について |
| 15 その他（) |

Q14 消費者教育を実施するに当たって課題となっていることを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|---------------------------|
| 1 どのような授業をすればいいのかわからない。 |
| 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない。 |
| 3 活用できる教材が少ない。 |
| 4 予算がない。 |
| 5 教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない。 |
| 6 他の優先課題があり取り組めない。 |
| 7 その他（) |
| 8 特にない。 |

Q15 消費者教育を今後推進していくために必要だと思うことを選んでください。〔該当するものをすべて選択〕

- | |
|---------------------|
| 1 実践事例の紹介 |
| 2 講師派遣制度の充実 |
| 3 児童・生徒向けの教材の作成・配布 |
| 4 消費者教育に関する相談窓口の周知 |
| 5 教員に対する研修 |
| 6 消費者教育の意義・必要性の啓発 |
| 7 消費者被害の最新情報の定期的な提供 |
| 8 保護者や地域との連携 |
| 9 教育委員会の方針・リーダーシップ |
| 10 その他（) |

～消費者教育に関する要望等について～

Q16 消費者教育に関する授業で活用しやすい(効果のある)教材はどれですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 DVD等の映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- 4 ボードゲーム等グループで使える教材
- 5 ロールプレイングの事例集
- 6 その他()
- 7 教科書以外の教材は使用していない。

Q17 消費者教育に関する教員向けの研修があった場合は参加しますか。[1つ選択]

- 1 参加したい。
- 2 参加しない。(または参加できない。) ⇒ 【理由: 】

Q18 消費者教育に関する教員向けの研修で希望する内容(テーマ)は何ですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 消費者行政・施策について
- 2 物や金銭の計画的な使い方
- 3 インターネット(スマートフォンや携帯電話を含む)の注意点
- 4 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関すること
- 5 強引な勧誘や不正な訪問販売などの悪質な手口に関すること
- 6 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関すること
- 7 消費者金融やローンなどによる多重債務問題
- 8 省エネやごみの減量などの環境問題、環境に配慮した物の使い方
- 9 商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引に関すること
- 10 自分の消費行動が世の中に与える影響について
- 11 クレジットカードのしくみについて
- 12 通信販売のしくみと注意点
- 13 クーリング・オフに関すること
- 14 消費生活トラブルへの対処法や相談について
- 15 その他()

Q19 研修に参加しやすい時期はいつですか。[該当するものをすべて選択]

- 1 春休み期
- 2 夏休み期
- 3 冬休み期
- 4 1～3以外の期間の夜間
- 5 1～3以外の期間の土曜日・日曜日・祝日
- 6 その他()

Q20 その他、消費者教育の推進について、ご意見・ご要望があればご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

困った時はまず相談！

消費者ホットライン

年末年始を除いて
原則毎日ご利用いただけます。

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
0570-064-370
※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。
※IP 電話・PHS からはご利用いただけません。

市町村の消費生活相談窓口			
鳥取市	0857-20-3863	琴浦町	0858-52-1703
米子市	0859-35-6566	北栄町	0858-37-5866
	0859-23-5379	日吉津村	0859-27-5951
倉吉市	0858-22-2717	大山町	0859-54-5210
境港市	0859-47-1106	南部町	0859-64-3781
岩美町	0857-73-1444	伯耆町	0859-68-3115
若桜町	0858-71-0822	日南町	0859-82-1115
智頭町	0858-75-4111	日野町	0859-72-0336
八頭町	0858-84-1230	江府町	0859-75-6111
三朝町	0858-43-1111	中部消費生活 センター	0858-22-3000
湯梨浜町	0858-35-5383		

県の消費生活相談窓口	
東部消費生活相談室 相談日時：月～金（祝日除く） 8:30～17:00	（県庁第二庁舎2階） 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話 0857-26-7605 FAX0857-26-8144
中部消費生活相談室 相談日時：火～土（祝日とその翌日除く） 9:00～17:30	（倉吉交流プラザ2階） 〒682-0816 倉吉市駄経寺町187番地1 電話 0858-22-3000 FAX0858-24-5646
西部消費生活相談室 相談日時：毎日（祝日除く） 8:30～17:00	（米子コンベンションセンター4階） 〒683-0043 米子市末広町294番地 電話 0859-34-2648 FAX0859-34-2670